



安全衛生

あれこれ

14

増田労働衛生コンサルタント事務所

所長 増田稔久

見出しは昭和3年の第1回全国安全週間(昭和3年・92年前)のスローガンです。このスローガンが示す病気は、当時の代表的な感染症である結核でしょう。今、心配なのは新型コロナウイルスですが、感染症予防の願

いも昔も変わりません。全国労働衛生週間が「一致協力して、コロナを追い払きましょう」との想いを基本に意義深く実施されることを願っています。さて、先日、ある労働衛生研修を担当しました。その際に作

成した資料を元にして週間向けの情報を紹介します。まず労働衛生管理の進め方を図1のように「労働衛生3管理と推進3管理」にまとめてみました。

特に、推進3管理の最後の労働安全衛生マネジメントシステムは、平成30年に国際規格ISO45001が発行し、その後JISQ45100(日本版I

SO)が公表され、新たな方向が示されました。この取組みによって、各社の衛生管理がより推進されることを期待します。ところで、労働衛生3管理の一つ、健康管理と言えは健康診断ですが、その根拠条文の安衛法66条がすごいことになっています。本条文に追加条文があります。「66条の2」とかの枝番号が

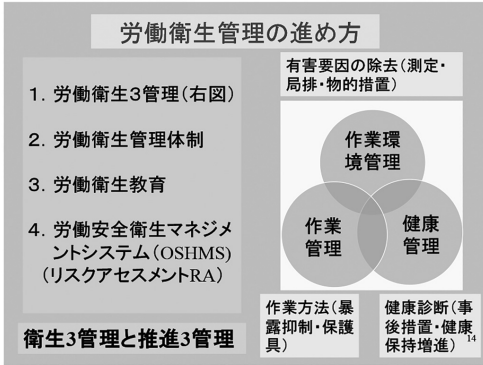
続き10番まであります。しかも「66条の8の2」と孫枝番号さえあるのです。結局、今66条は全部で13個の条文から構成され「長時間労働に掛かる面接指導」「ストレスチェックと面接指導」「労働時間把握」等の過重労働対策に係る重要条文が並んでいます。一度、この法条文

ませんか。

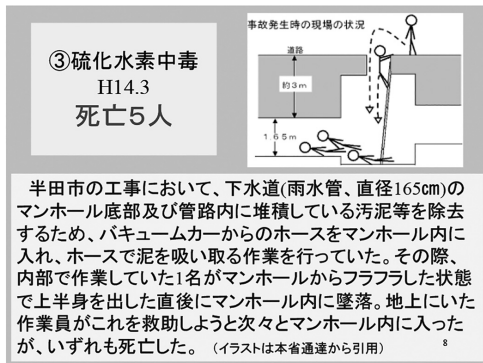
次に紹介するのが県内で発生した5人の方が亡くなった硫化水素中毒事故です。災害の概要と主な対策は図2のとおりです。特徴的なのが救助を行う者が次々と亡くなったことで、無防備で救助に当たったことの危険を再認識させられました。また、空気呼吸器を背負って、狭いマンホールを通り抜けることが出来るのか?被災者を背負ってはしごを上ることが出来るのか?等も積極的に検討したい重要事項と考えます。(図3)

この様な作業は、下水道に限らず、多くの工場、商業施設等の地下ピット等においても同様に行われる可能性があります。施工・清掃に当たる事業者、発注者等の皆さんには、この災害を語り継いで同種災害の防止を図っていただきたいと思

(図1)



(図2)



(図3)

